

札幌医科大学 FD 委員会設置要綱

(目的)

第1条 札幌医科大学（以下「本学」という。）教員の資質及び教育能力の向上を図るためのファカルティ・ディベロップメント（＝教員の教育能力を高めるための取組み。以下「FD」という。）活動を効果的に推進するため、FD 委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 1 本学の FD 活動の企画・立案・実施に関すること。
- 2 その他 FD 活動に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 1 委員長は、医療人育成センター教育開発研究部門長をもって充てる。
- 2 副委員長は、医学部、保健医療学部所属の委員の中から各 1 名、委員長が指名する者とする。
- 3 委員は、別表に定める範囲内で、医療人育成センター長、医学部長及び保健医療学部長等が、別に指名する者とする。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。なお、代理順位は委員長が別途定める。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、医療人育成センター、医学部及び保健医療学部各々 1 名以上、かつ、全委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 3 委員長は必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 委員会における議事は、出席委員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(報告)

第7条 委員会の決定事項について、委員長は、必要に応じ医療人育成センター長、医学部長及び保健医療学部長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局学務課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に選出される委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行に伴い、札幌医科大学医学部FD教育セミナー実行委員会設置要綱及び札幌医科大学保健医療学部FD活動委員会規程については廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(別 表)

札幌医科大学 FD 委員会等構成員

委 員 会
【委員 長】 医療人育成センター教育開発研究部門長
【副委員長】 委員長が指名する委員（医学部、保健医療学部から各 1 名）
【委 員】（※委員長及び副委員長含む）
<医療人育成センター> 医療人育成センター長が指名する者で、各部門（入試・高大連携部門、教養教育研究部門、教育開発研究部門、統合IR部門） 1 名以上
<医学部> 医学部長が指名する者で、各部門（基礎医学部門、臨床医学部門） 1 名以上
<保健医療学部> 保健医療学部長が指名する者で、各学科（看護学科、理学療法学科、作業療法学科） 1 名以上
<その他> 上記以外の所属において、所属長が指名する者で、委員長が適任と認める者 若干名